

「むすびすクラブ」会員規約 (旧名称 アーバンクラブ)

第一条 (名称)

本会は、「むすびすクラブ」と称します。

第二条 (所在地)

本会の事務局は東京都江戸川区西葛西6-1-2-16 むすびす株式会社内に置きます。

第三条 (会の目的)

本会は「むすびすクラブ」の趣旨に賛同し入会した会員及びご親族の皆様の、経済的、精神的負担を軽減することを目的としております。

第四条 (会員特典)

入会者は以下の特典を得られるものとします。

- ①葬儀を執り行う際、(むすびす株式会社がホームページもしくは各種パンフレット類に掲載する)基本セットでの会員価格の適用、または基本セットを利用しない場合、適用商品(詳しくは事務局にお問合せください)の10%割引※クーポンとの併用はできません
- ②直営葬儀会館(西葛西セレモニーホール)の利用料における会員価格の適用
- ③葬儀の無料相談
- ④その他葬儀を中心としたトータルサポート、サービスを受けること

第五条 (入会手続)

- (1)書面による入会手続
1)入会申込時には事務局所定の「会員登録証」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ事務局に提出いただくとともに入会金を入金していただきます。
2)事務局は、前項の確認ができれば速やかに所定の入会手続を行い、「むすびすクラブ」の会員であることを証明する会員カード「むすびすクラブカード」を交付します。
- (2)Webによる入会手続
1)弊社ホームページ上の入会登録画面に必要事項を入力し、登録を行ってください。
クレジット決済の承認が下りた時点もしくは銀行振込が完了した時点で、登録完了となります。
2)事務局は、前号の入力データに問題がないことを確認した上で所定の手続を行い、「むすびすクラブ」の会員であることを証明する会員カード「むすびすクラブカード」をご自宅に送付します。

第六条 (入会金及び入会金の振込)

入会金は10,000円とします。原則として、入会時に現金一括支払いとします。なお、一旦、支払済みとなった入会金は返還いたしません。

第七条 (会員資格)

事務局が第五条1項1号の会員登録証および入会金の受領または同条2項1号のWebによる会員登録の完了を確認した時点をもって会員資格の始期とします。但し、会員特典の対象者がご逝去された後や、ご葬儀を申し込まれた後の入会手続はできません。

第八条 (権利行使)

入会者が第四条①、②の特典を行使しようとする場合は、第五条各項2号記載の「むすびすクラブカード」を事務局または葬儀の打合せ担当者に提出するものとします。紛失等の理由によりカードの提出が困難な場合は、別途事務局が定める書面を提出することにより、代替できるものとします。

第九条 (変更事項の届け出)

会員は、会員登録証に記載した事項(住所等)に変更が生じたとき、速やかに事務局に変更事項を届け出るものとします。会員が変更の通知をしなかったときは、事務局が把握している最後の住所地に通知したことにより連絡が完了したものとします。

第十条 (会員の権利・利用範囲・名義の貸与)

- 1)会員資格は永久継承されます。会員資格をお持ちの方がご逝去された場合はご親族の方が無料で優待資格を継続できます。
- 2)申込者からみて2親等以内の方、または入会時に特定した1名の葬儀に際して使用できるものとします。
- 3)名義の貸与、譲渡はできません。

第十一条 (入会申込の撤回「クーリングオフ」)

入会を申し込まれた方は、事務局が第五条1項1号の「会員登録証」を受領した日または同条2項1号のWebによる会員登録の完了日を含む8日間は、事務局に対し書面により入会申込の撤回をすることが出来ます。その効力は書面(封筒・ハガキ)の消印日から有効です。この場合、振込手数料を差引いたうえ、入会金をご指定の口座にお振込みいたします。

第十二条 (個人情報の保護)

個人情報の取得・管理は、むすびす株式会社が別途定める「個人情報保護方針」に基づいて行うものとします。

第十三条 (協議解決)

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び「むすびすクラブ」事務局にて誠実に協議し解決するものとします。

第十四条 (問合せ・相談窓口)

この規約についてのお問合せや会員権利の行使時の窓口は次のとおりです。
「むすびすクラブ」事務局(年中無休) 住所:東京都江戸川区西葛西6-1-2-16 TEL:03-3520-8461